

日本の会計・開示・監査制度を取巻く環境変化

目 次

- | | |
|-------------------|-----------------|
| I. はじめに | IV. 日本国内での制度の動き |
| II. 日本企業の IFRS 浸透 | V. おわりに |
| III. IFRS の開発状況 | |

野村証券エクイティ・リサーチ部 野村 嘉浩

要約と結論

1. 日本における国際会計基準（IFRS）適用企業数は、2017年3月期有価証券報告書提出時点で、120社を数える。続く2018年3月期有価証券報告書提出時点でのIFRS適用は、150社を超えることとなり、その属する業種は、東京証券取引所が用いる分類（東証33業種）ベースで24業種に及ぶ。銀行業に属する企業に対して日本会計基準に基づく連結財務諸表作成の義務が撤廃される可能性も検討されつつあり、制度的な後押しを受けて、日本企業のIFRS浸透はますます広がろう。
2. IFRS開発の主要プロジェクトであった収益認識、金融商品、リース、保険契約がすべて最終基準となり、IFRSはもはや「ムービング・ターゲット（動く標的）」ではなくなった。今後、国際会計基準審議会（IASB）は、純利益概念を提示した概念フレームワークを2017年内に最終化した上で、「財務報告のコミュニケーションの改善」を意識しつつ、開示に関する取組、基本財務諸表についての審議を活発化させていく。
3. 日本国内での制度改革は、会計基準、開示制度、監査基準の3つの側面から、それぞれ進んでいく。企業会計基準委員会（ASBJ）が開発する会計基準では、収益認識基準の公開草案が2017年7月に公表される予定で、IFRSへの収斂を意識した基準開発が加速する。開示制度では、「未来投資戦略2017」に掲げられた方針に沿って、決算短信の簡素化に続き、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示が2017年中に、四半期開示制度の再検討が2018年春までに、それぞれ具体化するとされている。監査基準では、海外で定着しつつある長文型の監査報告書の導入に向けた議論が日本でも活発化する。
4. IASBが標榜する「財務報告のコミュニケーションの改善」に代表されるように、会計基準、開示制度、監査基準の制度改革は、財務諸表利用者のニーズを踏まえる形で、国際的にも国内的にも、今後ますます推進されよう。投資家に代表される財務諸表利用者が、こうした制度改革に向けて積極的に意見発信する姿勢が、より一層求められることとなろう。

I. はじめに

筆者は、本誌 2016 年夏号において、「日本企業を取り巻く会計・開示制度改革」と題した論考を執筆した。そこでは、主として、会計基準の切り口から、日本企業の国際会計基準（以下、IFRS）の浸透、IFRS の開発状況、日本会計基準の開発状況、開示に関する金融審議会の動向などを取り上げ、今後の全体像を展望した。

その後、1 年が経過しており、各テーマに関する議論の進捗は目覚ましいものがあった。その一例として、IFRS や日本会計基準の開発に関する最近の動きを紹介しよう。

最初に IFRS を鳥瞰する。IFRS 開発を担う国際会計基準審議会（以下、IASB）は、認識・測定に関する大きなプロジェクトとして、収益認識、金融商品、リース、保険契約を掲げてきたが、2017 年 5 月 18 日に公表した IFRS 第 17 号（保険契約）を以て、これらの基準開発を全て終了した。

IFRS 第 15 号（顧客との契約から生ずる収益）と改正 IFRS 第 9 号（金融商品）は、来 2018 年から、いよいよ強制適用となる。

そして、IFRS 第 16 号（リース）は 2019 年から、IFRS 第 17 号（保険契約）は 2021 年から、それぞれ強制適用となる。

かつて「ムービング・ターゲット（動く標的）」と称された IFRS は、基準が確定して

安定状態となった。IFRS を適用する世界中の国・地域では、新基準の適用に向けた規制当局や企業の準備が加速しよう。その動きは日本でも例外ではない。

この動きに呼応する形で、日本会計基準にも大きな進展があった。日本会計基準の開発を担う企業会計基準委員会（以下、ASBJ）は、企業業績のトップラインを示す収益認識について、IFRS 第 15 号（顧客との契約から生ずる収益）とほぼ同内容の会計処理を要求する「包括的な会計基準」の開発を精力的に進めており、2017 年 7 月には、公開草案の公表を予定している。

この会計基準の強制適用時期については、2022 年 3 月期を視野に入れているが、2018 年 12 月期からの任意適用を可能とするべく、基準の最終化は 2017 年内を目指している。

こうした制度改革動向の議論の進捗は、開示制度や監査基準の改正に関する側面でも確認されている。

そこで本稿では、2017 年 6 月 20 日時点での情報をベースに、改めて、日本の会計・開示・監査制度を取巻く環境変化を整理する。

まず II 章で、日本企業の IFRS 適用状況を確認する。

IFRS の任意適用企業は 2017 年 3 月期の有価証券報告書提出時点で 120 社に達しており、野村の調べでは、2018 年 3 月期有価証券報告書提出時点では、150 社を超える見通しである。日本企業への IFRS の浸透は着実

な歩みを見せている。

今後、米国会計基準適用企業のIFRS移行の動きにも注視しつつ、日本会計基準適用企業でも、時価総額2兆円以上の企業のIFRSへの取組みを促す働きかけが注目されよう。

続くⅢ章で、IASBが開発を進めるIFRSの新たなプロジェクトを紹介する。

冒頭の整理のように、4項目の主要プロジェクトの開発に区切りをつけたIASBは、今後着手するプロジェクトのテーマを、2016年11月2日、「作業計画（2017年～2021年）」を通じて公表した。そこに明記されたプロジェクトから、「概念フレームワーク」、「開示に関する取組み」、「基本財務諸表」について言及する。

Ⅳ章では、日本国内の制度変化を、会計基準、開示制度、監査基準に分けて整理する。

会計基準では、前述した収益認識に関する包括的な会計基準の動向を中心に、2017年6月6日に公開草案を公表した税効果会計の改正プロジェクトについても、言及する。

中期的には、2016年8月12日にASBJが公表した「中期運営方針」に沿った開発が進められる。具体的には、収益認識に続いて、リースや金融商品等についても、「会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行う」と示されている。日本会計基準をIFRSとほぼ同内容とする、いわゆる「コンバージェンス（収斂）」作業が加速することが想定されている。

開示制度では、首相官邸のウェブサイト公表された2017年6月9日付「未来投資戦略2017」を題材に、検討内容を紹介する。「未来投資戦略2017」には、「企業の情報開示、会計・監査の質の向上」が明示されており、関係省庁と東京証券取引所が共同して、2019年前半を目途に、情報開示の環境整備に関する検討を行うことが示されている。

本稿では、決算短信の簡素化、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示、四半期開示制度の再検討、の3つの視点から整理する。

監査基準では、長文型の監査報告書の導入が話題となっている。欧州連合（EU）やオーストラリアでは、監査報告書に「監査の実施において特に注意を払った事項」のうち「当期の監査において最も重要な事項」（Key Audit Matters、以下、KAM）を記載する動きが、米国では、監査報告書に「監査委員会に伝達された事項のうち、財務諸表における重要な勘定や会計に関するもので、困難・主観的又は複雑な監査上の判断を伴うもの」（Critical Audit Matters、以下、CAM）を記載する動きが、それぞれ展開された。

監査報告書にKAMやCAMを記載する流れが世界標準となる中で、日本でも監査基準改正に向けた議論の生起を指摘する。

最後にⅤ章で、これまでの議論を総括する形で、財務諸表利用者が、今後の制度改革に対して、積極的に意見発信する姿勢の重要性を指摘する。

II. 日本企業のIFRS浸透

1. IFRS150社時代の到来間近

日本でIFRSの任意適用制度が開始された2010年3月期以降、連結財務諸表作成の上で準拠する会計基準として、日本会計基準・米国会計基準に替えてIFRSを適用した企業（以下、IFRS適用済企業）の数は徐々に積み上がり、2017年3月期の有価証券報告書提出時点で、120社に達した。2015年12月期時点では66社であったから、1年3ヶ月の間に80%の増加を見ている。

さらに野村の調べでは、2018年3月期の有価証券報告書提出時点でのIFRS適用済企業は、31社積み上がり151社に達する。当該151社の属する業種を東京証券取引所が用いる分類（以下、東証33業種）に沿って確認すると、24業種に及ぶ。

続く2018年4月期以降の決算期からのIFRS適用を公表する企業数は、2016年6月20日時点で多くはない。野村の調べでは、取締役会を経た正式決定の開示企業で4社、決算短信等での予定表明企業で6社に過ぎないと認識している。

今後、2018年3月期の本決算発表時期までの約1年弱の間に、どの企業がどのタイミングでIFRS適用の公表に踏み切るかは、各企業の開示姿勢を注視するほかはない。

2. 時価総額2兆円以上の企業はIFRSに

2018年3月期の有価証券報告書提出時点でIFRS適用済企業となる151社について2017年5月末日時点の時価総額を見ると、2兆円以上が22社、1兆円以上2兆円未満が25社、5,000億円以上1兆円未満が21社、1,000億円以上5,000億円未満が38社、1,000億円未満が45社という分布である（表1）。

IFRS適用の動機づけとして、国際的な事

表1 会計基準適用企業数（時価総額別）

	IFRS適用開始時期		IFRS 適用企業 合計	米国会計基準 適用企業	日本会計基準 適用企業	上場企業 合計
	2017.3期以前	2017.4期～ 2018.3期（予定）				
2兆円以上	20	2	22	13	28	63
1兆円以上 2兆円未満	19	6	25	1	38	64
5,000億円以上 1兆円未満	19	2	21	2	100	123
1,000億円以上 5,000億円未満	28	10	38	2	439	479
1,000億円未満	34	11	45	1	2,878	2,924
合計	120	31	151	19	3,483	3,653

（注）時価総額は2017年5月末日現在
（出所）各種会社公表資料より野村作成

業展開が指摘されるが、必ずしも、時価総額の大きい企業ばかりが IFRS 適用を選択するわけではない点が確認できよう。2017 年 4 月期から 2018 年 3 月期までの適用予定企業 31 社に限れば、むしろ時価総額 5,000 億円未満の企業に多くの例が見られている。

視点を変えて、2017 年 5 月末日時点の時価総額が 2 兆円以上の上場企業全体（63 社）の適用会計基準の内訳を見てみよう。IFRS が前述の通り 22 社であるのに対して、米国会計基準が 13 社、日本会計基準が 28 社というバランスになり、時価総額 2 兆円以上の企業にあっては、日本会計基準適用企業数が既に半数を割っている。

日本において、上場企業の連結財務諸表に IFRS を強制適用する議論を進めることは、現段階では難しい環境と考えている。したがって、日本における IFRS 適用企業数のさらなる拡大に向けては、資本市場に大きな影響力を有する上記 28 社（日本会計基準適用企業）に対して、市場関係者から IFRS 適用のメリットを訴えるなど、具体的な働きかけが必要であろう。

なお、上記 28 社の中に含まれる東証 33 業種の「銀行業」に属する 3 社は、米国上場企業であり、1 社が IFRS を適用して、2 社が米国会計基準を適用して、米国規制当局向けに別段の財務報告を行っている。

内閣府のウェブサイト公表された 2017 年 5 月 23 日付け規制改革推進会議の「規制

改革推進に関する第 1 次答申～明日への扉を開く～」では、銀行及び銀行持株会社に対する各種規制として、日本会計基準に基づく連結財務諸表作成の前提が指摘されており、IFRS の任意適用が可能となる制度整備を行うとの言及がある。

銀行及び銀行持株会社に対して、日本会計基準に基づく連結財務諸表作成の義務が外されれば、上記 3 社は、日本会計基準に基づく財務報告を取りやめる可能性も出てこよう。

また、13 社を数える米国会計基準適用企業の IFRS 移行も注目に値する。このうち既に 3 社は、2019 年 3 月期からの IFRS 適用を打ち出しており、いまだに IFRS 適用表明に至らない企業はわずか 10 社となった。

おりしも米国会計基準は、2018 年 12 月期以降、保有株式の評価差額を損益認識することを義務づける。筆者は、米国会計基準適用企業において、2018 年 12 月期以降の決算期から、当該会計処理を回避すべく、損益認識が義務付けられない IFRS へ移行する動きが加速されると予想している。

Ⅲ. IFRS の開発状況

1. 概念フレームワーク

IFRS の開発プロジェクトは、2017 年 5 月 18 日の IFRS 第 17 号（保険契約）の公表を以て、1 つの区切りとなった。

そこで IASB は、その後の数年間に着手するプロジェクトのテーマを、2016 年 11 月 2 日、「作業計画（2017 年～2021 年）」を通じて公表した。Ⅲ章では、そこに明記されたプロジェクトから、「概念フレームワーク」、「開示に関する取組み」、「基本財務諸表」について言及する。

一連のプロジェクトの中で、最も早く最終化の時期を迎えるものが「概念フレームワーク」である。概念フレームワークとは、財務会計の基礎に当たる前提や概念を体系化したものである。

IFRS の概念フレームワークは、初版が 1989 年に開発された後、2004 年以降、その改訂作業が進められ、2010 年 9 月には、第 1 章「一般目的財務報告の目的」と第 3 章「有用な財務情報の質的特性」が公表された。

しかし、第 2 章「報告企業」は空白とされ、その他の部分、例えば、財務諸表の構成要素、財務諸表の構成要素の認識、財務諸表の構成要素の測定については、第 4 章として、1989 年の内容を引き継ぐだけの形となっ

ており、十分な改正が施されていない。

そこで IASB は、2012 年 9 月に概念フレームワークの改訂作業を再開し、2015 年 5 月に公開草案を公表した。今回の公開草案における章立ては、従来の第 3 章を第 2 章に移し、その後、第 3 章「財務諸表と報告企業」、第 4 章「財務諸表の構成要素」、第 5 章「認識及び認識の中止」、第 6 章「測定」、第 7 章「表示および開示」、第 8 章「資本及び資本維持」と並べて、フルライン化した。

公開草案への意見募集は 2015 年 10 月に締め切られており、IASB によるその後の審議も、概ね終了した。目下、2017 年中の最終化に向けて、IASB 理事による最終的な投票作業が行われている。

概念フレームワークの審議における最大の注目点は、純利益概念の提示にあらう。収益及び費用の項目は全て包括利益の計算に含めるが、これらの項目のうち、「純利益に含める項目」と「純利益に含めない項目（その他の包括利益に含める項目）」とに分ける判断基準を、以下の 2 点に整理した。

第 1 に、「純利益に含めない項目」の発生は「純利益に含めないことで純利益情報の目的適合性 (relevance) 又は忠実な表現 (faithful representation) が高められる場合」として、「それは例外的な状況である」と整理した。現行の IFRS 基準に照らすと、保有株式や年金資産の評価差額、外貨建て資産の為替換算差額などが該当する。

第2に、一旦、純利益に含めなかった項目を、その後の会計期間で純利益に含める、いわゆるリサイクリング処理を行うか否かの判断基準としては、「純利益にリサイクリングすることで、純利益情報の目的適合性又は忠実な表現が高められる場合」と整理した。現行のIFRS基準に照らすと、外貨建て資産の為替換算差額がリサイクリングする項目に、保有株式や年金資産の評価差額がリサイクリングしない項目に、それぞれ該当する。

純利益の考え方を定める上での判断基準が、目的適合性と忠実な表現に集約されたことで、概念フレームワークにおける理論体系の整備が図られている。

2. 開示に関する取組み

概念フレームワークに続く主要プロジェクトは、「開示に関する取組み」と「基本財務諸表」である。いずれも「作業計画（2017年～2021年）」において明記されたIASBの今後の基準開発活動の軸として掲げられた「財務報告のコミュニケーションの改善」をベースに展開されるプロジェクトである。

「開示に関する取組み」は、以下の6つのプロジェクトにより構成されている。

- (1) 2つの細かな改善プロジェクト（①IAS第1号（財務諸表の表示）の修正，②IAS第7号（キャッシュフロー計算書）の修正）
- (2) 重要性の適用に関するプロジェクト（③

重要性の適用に関する実務記述書，④重要性の定義の明確化）

- (3) リサーチ・プロジェクト（⑤開示原則，⑥基準毎の開示要求事項の見直し）

このうち、(1) 2つの細かな改善プロジェクトについては、①IAS第1号（財務諸表の表示）の修正が2014年12月18日に、②IAS第7号（キャッシュフロー計算書）の修正が2016年1月29日に、それぞれ公表されて完結した。

続く(2)重要性の適用に関するプロジェクトについては、③重要性の適用に関する実務記述書の最終公表物と、④重要性の定義の明確化の公開草案が、ともに2017年9月までに公表される予定である。

現時点で今後のIASBの議論に資する意見発信が可能なプロジェクトは、(3)リサーチ・プロジェクトにおける⑤開示原則である。2017年3月30日に、討議資料「開示原則」(Principles of Disclosure)が公表され、2017年10月2日までのコメント募集に付されている。

そこで以下では、この「開示原則」について、概要を整理しよう。

討議資料「開示原則」は8章立てで構成されており、その内容は表2に整理される。討議資料で整理しているIASBの予備的見解は、以下の①から⑤までの5点に集約されている。

- ① 一般開示基準において次の7点に関する

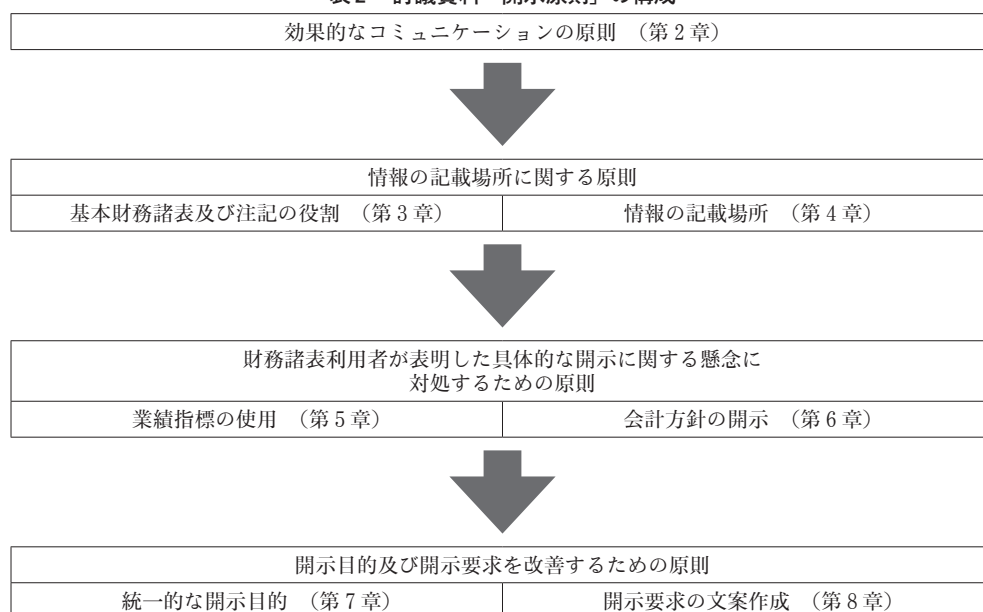
る開示原則を含めるべきである。

- (a)基本財務諸表を識別し、その役割及び当該役割の含意を記述する（第3章）
- (b)注記の役割及び内容を記述する（第3章）
- (c)どのような場合に企業はIFRS基準に準拠するために必要な情報を財務諸表の外で提供できるのかを記述する（第4章）
- (d)どのような場合に企業は「非IFRS情報」又は類似の名称で識別される情報を財務諸表において提供できるのかを記述する（第4章）
- (e)業績指標を財務諸表においてどのようにして適正に表示できるのかを記述す

る（第5章）

- (f)どの会計方針の開示が要求されるのかを明確化する（第6章）
- (g)統一的な開示目的を識別し、記述する（第7章）
- ② 一般開示基準又はガイダンスにおいて、次の2点を提供するべきである。
 - (a)企業が財務諸表を作成する際に適用すべき効果的なコミュニケーションの原則（第2章）
 - (b)会計方針の開示の記載場所（第6章）
- ③ 財務諸表における様式の使用に関する強制力のないガイダンスを開発すべきである（第2章）。
- ④ IFRS基準の文案作成の際に、財務諸

表2 討議資料「開示原則」の構成



(出所) IASB 討議資料「開示原則」より野村作成

表のどこで情報を提供すべきかを記述するとき、「表示する」(present)や「開示する」(disclose)という用語を使用する場合には、意図している記載場所を「基本財務諸表に」又は「注記に」のいずれであるか特定すべきである(第3章)。

⑤ 以下の2点も定めるべきである。

(a) 通例でない(unusual)項目又は発生が稀(infrequently occurring)な項目の定義とその表示に関する要求事項を開発する(第5章)

(b) EBITDA(金利・税金・減価償却控除前利益)やEBIT(金利及び税金控除前利益)といった小計がIAS第1号(財務諸表の表示)85項, 85A項, 85B項に従って表示される場合には、IFRS基準に準拠している旨を明確化する(第5章)

一見して、抽象的な規定が並んでいる印象を受ける予備的見解であるが、その目的には、IFRSに準拠した財務諸表の情報が、財務諸表利用者にとって必要かつ十分な量で、それが明瞭に記載されていない点を解消することが掲げられている。

「開示原則」におけるこうしたIASBの様々な提案の中で、筆者は、「非IFRS情報」と「EBITDA・EBIT」に関する部分に注目している。

IFRSを適用するいくつかの日本企業が、日本会計基準の営業利益や償却前営業利益を

意識して、利益指標を独自に定義して用い始めている。代表例として、無形資産償却額、固定資産減損、リストラ費用、M&A費用などを除外した利益を財務諸表に表示した上で、業績予想指標としても公表するケースが散見されている。

その意味で、こうした「非IFRS情報」に関するIFRS枠内での取り扱い方が議論される点や、EBITの重要性が再認識される点は、財務諸表利用者として歓迎すべきことであろう。

今後、討議資料に対して、市場関係者からどのような意見が提示されるかに、注目していきたい。

3. 基本財務諸表

(1) 現行基準の整理

「基本財務諸表」のプロジェクトは、リサーチ・プロジェクトとして、カバーする守備範囲から慎重に議論が進められている。

今までのIASBにおける審議内容を踏まえると、貸借対照表や損益計算書に代表される基本財務諸表における小計の標準化や分解の基本原則などが検討される予定である。

IASBが公表しているプロジェクト計画表(Work Plan)では、2018年上半期に討議資料又は公開草案の公表を掲げている。

IFRSにおける連結損益計算書の雛形は、IAS第1号(財務諸表の表示)に依拠しており、表3が一般的である。

記載項目を根拠条文ごとに確認すると、

81A 項が当期純利益の表示を求め、81B 項が当期純利益を親会社株主帰属分と非支配株主帰属分とに分解することを定めている。

当期純利益を算定する過程では、82 項が、収益合計、金融費用、持分法損益、税金費用、非継続事業損益などの記載を求めているものの、段階利益と呼ばれる売上総利益、営業利益、継続事業利益などの記載は、具体的には明示されていない。もっとも 85 項の

「財務業績の理解に関連性がある (relevant) 場合は、追加的な小計を表示しなければならない」に依拠して、これらの小計が表示されるケースが一般的である。

また、日本会計基準で特別損益として表示される項目は、87 項が、その記載を禁止している。この規定に則り、IFRS の営業利益は、日本会計基準に照らすと「特別損益を含んだ」営業利益である。

(2) IASB の改正案

IASB における「基本財務諸表」プロジェクトの審議は、2016 年 11 月に開催された IASB 月例会合でスタッフから改正案(表 4)が提案されたことで具体的に展開された。そこで本稿では、この改正案を題材に、それぞれの段階利益の内容を検討しよう。

経常的営業利益は、収益合計から売上原価、販売費、管理費、研究開発費を控除した段階利益である。日本会計基準における営業利益とほぼ同様な内容の段階利益であり、投資家に受け入れられる可能性が高いと、筆者は考える。

どの勘定科目を経常的営業利益の計算に含めるかは、企業独自の判断に委ねる案が検討されており、除外した勘定科目については、非経常収益及び費用において、明確に表示することが検討されている。

一方で、非経常収益及び費用と非営業収益及び費用とを別々に設定するスタッフ提案について、筆者は、やや細分化し過ぎて投資家

表 3 連結包括利益計算書のひな形例

	2016 年	2015 年 修正再表示後	IAS 第 1 号 根拠条文
収益合計	XXX	XXX	82 項
売上原価	XXX	XXX	103 項
売上総利益	XXX	XXX	85 項, 103 項
その他営業収益	XXX	XXX	99 項, 103 項
販売費	XXX	XXX	99 項, 103 項
管理費	XXX	XXX	99 項, 103 項
その他営業費用	XXX	XXX	99 項, 103 項
営業利益	XXX	XXX	85 項
金融収益	XXX	XXX	82 項
金融費用	XXX	XXX	82 項
持分法損益	XXX	XXX	82 項
税金費用	XXX	XXX	82 項
継続事業利益	XXX	XXX	85 項
非継続事業損益	XXX	XXX	82 項
当期純利益 (内訳)	XXX	XXX	81A 項
親会社株主帰 属分	XXX	XXX	81B 項
非支配株主帰 属分	XXX	XXX	81B 項

(出所) IAS 第 1 号 (財務諸表の表示) より野村作成

の混乱を招く可能性を懸念する。

また、前者の項目で日本会計基準における特別損益を、後者の項目で持分法損益を、それぞれ表示することが表4において想定され

ているが、持分法損益については、金額が税負担控除後で表示されることから、税負担計算の後の段階で表示すべきとの意見もIASBスタッフ内には存在している。

表4 連結包括利益計算書の改正案

		20X2年	20X1年 修正再表示後
収益合計		XXX	XXX
売上原価		XXX	XXX
売上総利益		XXX	XXX
販売費		XXX	XXX
管理費		XXX	XXX
研究開発費		XXX	XXX
経常的営業利益		XXX	XXX
非経常収益及び費用	注1	XXX	XXX
営業利益		XXX	XXX
非営業収益及び費用	注2	XXX	XXX
EBIT		XXX	XXX
金融収益		XXX	XXX
金融費用		XXX	XXX
税引前利益		XXX	XXX
税金費用		XXX	XXX
継続事業利益		XXX	XXX
非継続事業損益		XXX	XXX
当期純利益		XXX	XXX
特定長期再評価差額 (当期純損益に振り替えられない項目)	注3	XXX	XXX
特定長期再評価差額調整後当期純利益		XXX	XXX
繰延収益及び費用 (当期純損益に振り替えられる可能性のある項目)	注4	XXX	XXX
包括利益		XXX	XXX

(注1)「非経常収益及び費用」の例は日本会計基準でいう「特別損益」である

(注2)「非営業収益及び費用」の例は「持分法損益」である

(注3)「特定長期再評価差額」の例は「保有株式の評価差額」である

(注4)「繰延収益及び費用」の例は「為替換算調整勘定」である

(出所) IASB 審議資料より野村作成

持分法損益を EBIT に含めるか否かについては、意見が分かれるところであるが、筆者は、IASB がその判断を明確にすべきと考える。EBIT は、広く投資家に受け入れられている概念であるため、十分な審議を尽くして明確な定義を定めるべきであろう。

当期純利益に保有株式の評価差額に代表される「リサイクリングされない」その他の包括利益を加減算した段階で、特定長期再評価差額調整後当期純利益の表示を求める工夫については、評価できよう。

この段階利益が表示されれば、保有株式の評価差額を当期純利益の計算に含めることが 2018 年 12 月期から要求される米国会計基準における当期純利益との比較可能性を容易にするメリットがある。

「基本財務諸表」プロジェクトの審議は、2017 年後半の IASB 月例会合でも頻繁に行われる予定である。今後の審議の方向性について、引続き、注目していきたい。

(3) 開示に関する意見発信の重要性

以上、見てきたように、2017 年の IASB の審議テーマの中軸に、開示関連のプロジェクトがある。

筆者は、IFRS に準拠した企業の財務諸表の方が、日本会計基準に準拠した企業の財務諸表に比べて、提供される情報が豊富だと感じている。例えば、準拠する会計基準を日本会計基準から IFRS に変更した日本企業の有価証券報告書のページ数が増加するという話

も、よく聞かれるところである。

総じて、IFRS は日本会計基準に比して、「基本財務諸表」の項目表示は要約されているものの、注記情報が充実している。IFRS に準拠した企業の財務諸表では、「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」や「見積もりの不確実性の発生要因」といった概括的な注記情報が充実している上に、個別の会計基準に関連した注記情報も質・量ともに豊富である。

会計基準の開発に当たっては、財務諸表作成者にとって作成負荷が増すコストと、財務諸表利用者にとって入手可能となる情報の有用性が増すベネフィットとの勘案が要求される。

既に高品質で、世界的に幅広く受入れ可能な状況にある IFRS にあっても、開示情報の改善に向けた検討が議論される背景には、IASB による、コストの適正性と財務情報の有用性の均衡点を常に模索する基準設定主体としての姿勢の表明があろう。

今回のプロジェクトの意義は、新規に会計基準が開発されるたびに開示情報の負荷が積み上がる状況が継続する中で、改めて、総括的に開示のあり方を検討する機会を設定する点にあると、筆者は考えている。

財務諸表利用者の 1 人として、討議資料に対する意見発信を前向きに行う作業に加えて、討議資料に関するコメント募集後に展開される IASB の議論を丁寧に追う作業に注力していきたい。

IV. 日本国内での制度の動き

1. 会計基準

(1) 基準開発計画表

日本会計基準の開発方針を展望する上では、ASBJが公表した2つのメッセージが注目に値する。第1のメッセージは、2016年3月以降、随時、更新・公表している基準開発計画表である。こうした基準開発計画表を適宜公表する背景には、今後の計画をまとめることで、市場関係者による基準開発の予見可能性を高める狙いがある。

①収益認識基準

基準開発計画表では、IFRSへの収斂を意識したプロジェクトとして、収益認識基準に関する記述が明示されている。

2014年5月28日にIASBから公表されたIFRS第15号（顧客との契約から生ずる収益）とほぼ同内容の会計処理を要求する「包括的な会計基準」の開発を進めるべく、ASBJは、2016年2月4日に「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」（以下、意見募集）を公表し、5月31日までのコメント募集に付した。

その後、意見募集に寄せられたコメントを踏まえた継続審議を経て、2017年7月上旬には「収益認識に関する会計基準（案）」と「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」

を公表する予定である。

基準開発計画表にも明記されているように、収益認識基準は2018年12月期からの任意適用が可能となるように、2017年内の最終化が目標となっている。公開草案のコメント募集期限は3ヵ月間が予定されているため、2017年秋から、最終化に向けた審議が再加速するものと予想される。

②税効果会計改正基準

適用指針や実務対応報告レベルの記述としては、税効果会計基準の一連の改正プロジェクトが注目に値しよう。

これまでASBJは、2015年12月28日に「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」を、2016年3月14日に「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」を、2017年3月16日に「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」を、それぞれ公表する形で、税効果会計に関連する様々な会計処理の明確化を図ってきた。

そして2017年6月6日には、税効果会計に関する注記情報の充実を狙いとした税効果会計基準の改正に関する公開草案を公表し、2ヵ月間のコメント募集期間に入っている。

改正基準の適用時期は、2019年3月期を予定していることから、こちらも2017年内の最終化が目標となっている。

(2) 中期運営方針

第2のメッセージは、2016年8月12日に、ASBJが公表した「中期運営方針」に沿った

会計基準開発である。

ASBJは、日本会計基準をほぼIFRSと同内容とする、いわゆる収斂（コンバージェンス）作業を加速させるために、前述の収益認識に続き、IFRS第9号（金融商品）、IFRS第10号（連結財務諸表）、IFRS第13号（公正価値測定）、IFRS第16号（リース）の4プロジェクトを例に挙げて、今後の対応に言及している。

IFRS第9号（金融商品）は、金融資産及び金融負債の分類及び測定、金融資産の減損会計、一般ヘッジ会計の3つの領域に分かれて開発された経緯を有するプロジェクトである。そこで、各領域を同時に扱うべきか等も含めて、ASBJ傘下の金融商品専門委員会において検討を行った上で、その後、会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行う方向である。

IFRS第10号（連結財務諸表）は、IFRS第11号（共同支配の取決め）、IFRS第12号（他の企業への関与の開示）と併せて、特に連結範囲の問題が論点となるプロジェクトである。国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性に関する検討を、ASBJ傘下の連結・特別目的会社専門委員会で行った上で、その後、会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行う方向である。

IFRS第13号（公正価値測定）は、金融商品の公正価値に関するレベル別開示が論点となるプロジェクトである。ASBJが、2010

年7月に、コンバージェンス作業の一環として国内会計基準開発に向けた公開草案を公表したが、最終化にまでは至らなかった。

国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性に関する検討を、ASBJ傘下の金融商品専門委員会で行った上で、その後、基準開発に向けた検討に着手するか否かの検討を行う方向である。

IFRS第16号（リース）は、全てのリース取引を原則としてオンバランスするプロジェクトである。国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性及び懸念に関する検討をASBJ傘下のリース会計専門委員会において行った上で、その後、会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行う方向である。

IASBの認識・測定に関する主要プロジェクトの開発が一段落した今、改めて、日本会計基準をIFRSに収斂させるASBJの基準開発作業は、日本基準を適用する日本企業の財務諸表を国際的に比較可能なものにするために、重要なステップであると、筆者は考えている。

2. 開示制度

開示制度では、首相官邸のウェブサイト公表された2017年6月9日付「未来投資戦略2017」を題材に、検討内容を紹介しよう。「未来投資戦略2017」には、「企業の情報開示、会計・監査の質の向上」が明示されてお

り、関係省庁と東京証券取引所が共同して、情報開示の環境整備に関する検討を行うことが示されている。

(1) 決算短信の簡素化

一連の改革において、最初に、「速報」としての役割の明確化を意識した決算短信の簡素化が実現した。2017年2月10日、東京証券取引所は「決算短信・四半期決算短信作成要領等」を改訂し、2017年3月期の本決算・四半期決算から実施に移された。

その内容を表5に整理したが、ポイントは以下の4点である。なお、④については実質的には変更はない。

- ① 短信の様式のうち「サマリー情報」について使用義務を撤廃する
- ② 短信には速報性が求められる項目のみを

表5 決算短信開示内容の簡素化

開示項目	期末日が2017年3月30日までの決算短信	期末日が2017年3月31日以降の決算短信
サマリー情報	開示を義務	開示を要請
経営成績、財政状態、今後の見通し	分析的な記載を要請	概況の記載を要請
財務諸表	連結財務諸表と主な注記の開示を要請	財務諸表の精査が完了していない場合であって、それらを開示しなくとも投資判断を誤らせる恐れがない場合には、開示不要 開示可能となった時点で追加的に開示を要請
経営方針	開示を要請	記載不要
継続企業の前提に関する重要事象等	開示を要請	記載不要

(出所) 東京証券取引所公表資料より野村作成

開示する(たとえば経営方針は有価証券報告書に記載する)

- ③ 連結財務諸表及び主な注記について、投資判断を誤らせる恐れがない場合に限り、開示可能になった時点での追加開示を容認する
- ④ 決算短信には監査等が不要であることを明確化する

実際に2017年3月期の決算短信情報を見ると、サマリー情報様式の使用義務が撤廃され、開示内容の自由度が拡大したものの、ごく一部の企業を除いて、従前の数値の開示が踏襲された印象が大きい。また連結財務諸表の開示を控えた企業は確認できなかった。

今後も、開示内容の実質的な後退が生起しないことを期待したい。

(2) 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示

今後は、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示に向けた制度的な手当ての検討が本格化しよう。「未来投資戦略2017」では、「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示を可能とするため、(中略)関係省庁等が共同し、企業・投資家等の意見を聞きながら、異なる制度間で類似・関連する記載内容の共通化が可能な項目について(中略)検討を加速し、本年中に成案を得る」と記載されている。

表6に整理したように、現在の事業報告等と有価証券報告書は、根拠法や規則が異なり、決算日から開示までの平均日数にも大き

な隔たりがある。また双方の書類に公認会計士又は監査法人の監査証明が要求されており、その手続きに重複感が指摘されている。

今回の「未来投資戦略 2017」での方向性に則り、類似・関連する記載内容の共通化が図られた上で、最終的には、両報告書がほぼ同時期に、株主総会開催前に公表されることを、筆者は希望している。

財務情報が充実している有価証券報告書の開示内容が株主総会前に公表されれば、投資家が議決権行使の判断を行う上でも、メリットを享受できよう。

(3) 四半期開示制度の再検討

並行して四半期開示制度の再検討が議論されることも注目に値しよう。「未来投資戦略 2017」では、「四半期開示については、義務的開示の是非を検証しつつ、(中略)更なる重複開示の解消や効率化のための課題や方策等について検討を行い、来年春をめどに一定の結論を得る」と記載されている。

重複開示とは、金融商品取引法が提出を要

求する四半期報告書と、証券取引所規則に基づく四半期決算短信とを指している。金融商品取引法は、四半期報告書について四半期末日から45日以内の開示を定めており、実務的には、四半期報告書と四半期決算短信との公表日の差異が7日程度存在する。

公表日に数日の差異しかないにも関わらず、前者には、公認会計士又は監査法人による監査証明(レビューと呼ばれる)が義務付けられる一方、後者には監査証明が不要である。また虚偽記載に対する罰則に関して、前者には懲役や罰金が科される一方、後者には特段の定めがない。

以上の環境を総合的に判断した上で、筆者は、速報性を重視する四半期決算短信よりも、開示情報の信頼性を重視して監査証明を要求し虚偽記載に関する罰則規定を有する四半期報告書の方が、その存在意義が高いと考えており、四半期報告書への一本化について一定の理解を示す判断があり得ると考える。

「未来投資戦略 2017」に示されているように、2018年春までに、制度改革に向けた一定の結論が定まることが期待される。

3. 監査基準

(1) 海外での環境整理

監査基準では、長文型の監査報告書の導入が話題となっている。表7に、長文型の監査報告書の導入の経緯を整理した。

英国では、財務報告評議会(FRC)によっ

表6 事業報告等と有価証券報告書の概要

根拠法・規則	会社法	金融商品取引法
開示書類の名称	株主総会招集通知 (事業報告) (計算書類)	有価証券報告書
決算日から開示 までの平均日数 (日)	63.9	87.4
財務情報の名称	計算書類	財務諸表
監査	必要	必要
虚偽記載の罰則	あり	あり

(出所) 金融審議会資料より野村作成

て、長文型の監査報告書が、12月期決算の場合2013年12月期から導入された。同様の動きは、オランダでも2014年12月期から始まっている。

この流れは、他地域にも広がりを見せている。2016年12月期からオーストラリアで、2017年12月期から欧州連合（EU）全域で、長文型の監査報告書の導入が始まった。

基本的には、国際監査・保証基準審議会（IAASB）が2015年1月に公表した監査報告に関する基準に則って、監査報告書に「監査の実施において特に注意を払った事項」のうち「当期の監査において最も重要な事項」（KAM）を記載することが、多くの国で要求されている。

一方、米国では、公開会社会計監視委員会

（PCAOB）が、KAMに類似した概念として、監査報告書に「監査委員会に伝達された事項のうち、財務諸表における重要な勘定や会計に関するもので、困難・主観的又は複雑な監査上の判断を伴うもの」（CAM）を記載することを定めた監査基準の開発を進め、2017年6月1日、最終基準を公表した。12月期決算の場合2019年12月期からの適用となる。

（2）日本における監査制度改革

監査報告書にKAMやCAMを記載する流れが世界標準となる中で、日本でも監査基準改正に向けた議論が生じよう。

金融庁は、2016年3月8日、「会計監査の在り方に関する懇談会」提言として「会計監査の信頼性確保のために」と題した報告書を

表7 長文型の監査報告制度導入の経緯

年 月	国・地域	主 体	内 容
2012年6月	国際	国際監査・保証基準審議会 (IAASB)	監査報告に関する基準の見直しについてコメント募集文書を公表
2013年6月	英国	財務報告評議会 (FRC)	長文型の監査報告制度を導入 (12月期決算の場合2013年12月期以降)
2013年8月	米国	公開会社会計監視委員会 (PCAOB)	監査報告制度の見直しに関する公開草案を公表
2014年4月	EU	欧州委員会 (EC)	社会的影響度の高い企業の法定監査に関する規則の公表 (2016年6月17日より適用) うち長文型の監査報告制度導入は12月期決算の場合2017年12月期以降
2015年1月	国際	国際監査・保証基準審議会 (IAASB)	監査報告に関する基準の見直しを公表 長文型の監査報告制度導入は12月期決算の場合2016年12月期以降
2016年3月	日本	金融庁	「会計監査の在り方に関する懇談会」提言の公表 (監査報告書の透明化についても言及)
2016年5月	米国	公開会社会計監視委員会 (PCAOB)	監査報告制度の見直しに関する再公開草案を公表
2017年6月	米国	公開会社会計監視委員会 (PCAOB)	監査報告に関する基準の見直しを公表 長文型の監査報告制度導入は12月期決算の場合2019年12月期以降

(出所) 各種公表資料より野村作成

公表した。

報告書には、会計監査の信頼性確保に向けて講ずるべき取組みとして、具体的に、①監査法人のマネジメントの強化、②会計監査に関する情報の株主等への提供の充実、③企業不正を見抜く力の向上、④「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック、⑤高品質な会計監査を実施するための環境の整備、の5点が掲げられた。

特に、①監査法人のマネジメントの強化では、2017年3月31日公表（2017年4月28日更新）の「監査法人の組織的な運営に関する原則」、いわゆる監査法人のガバナンス・コードの確定によって、具体的な監査法人の規律付けが始まった。

長文型の監査報告書の導入に関連する言及では、上記報告書の②会計監査に関する情報の株主等への提供の充実として、監査報告書の透明化等の形で述べられている。

そこでは、「現在の監査報告書は、財務諸表が適正と認められるか否かの表明以外の監査人の見解の記載は限定的となっている」と整理した上で、海外における長文型の監査報告書の導入事例を紹介し、「株主等に対する情報提供を充実させる観点から、我が国においても検討を進めるべきである」と記載し、検討の方向性を示している。

今後、国際的な監査基準の水準に合わせる形で、日本においても長文型の監査報告書の導入に向けた議論が活発化しよう。

V. おわりに

本稿では、2017年6月20日時点での情報をベースに、日本企業のIFRS適用状況の整理、IASBによるIFRSの新たなプロジェクト、日本国内での会計基準、開示制度、監査基準の変化の流れに焦点を当てて、最近の動向を整理した。

IASBが標榜する「財務報告のコミュニケーションの改善」に代表されるように、会計基準、開示制度、監査基準とも、財務諸表利用者のニーズを踏まえた制度改革が、国際的にも国内的にも、今後ますます推進される形となろう。

とりわけ日本は、会計基準や監査基準において国際的な仕組みを導入する作業を継続しながら、開示制度の側面では、財務諸表利用者の意見を踏まえた日本独自の制度設計を模索する必要がある。投資家に代表される財務諸表利用者が、こうした制度改革に向けて積極的に意見発信する姿勢が、より一層求められることとなろう。

ディスクレイマー

本資料は表紙に記載されている野村グループの関連会社により作成されたもので、表紙などに従業員やその協力者が記載されている1社あるいは複数の野村グループの関連会社によって単独あるいは共同で作成された資料が含まれます。ここで使用する「野村グループ」は、野村ホールディングス、およびその関連会社と子会社を指し、また、日本の野村證券(「NSC」)、英国のノムラ・インターナショナル plc (「Nlplc」)、米国のノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル・インク(「NSI」)、インスティテット LLC(「ILLC」)、香港の野村国際(香港)(「NIHK」)、韓国のノムラ・フィナンシャル・インベストメント(韓国)(「NFIK」)(韓国金融投資協会(「KOFIA」)に登録しているアナリストの情報は KOFIA のイントラネット <http://dis.kofia.or.kr> でご覧いただけます)、シンガポールのノムラ・シンガポール・リミテッド(「NSL」)(登録番号 197201440E、シンガポール金融監督局に監督下にあります)、オーストラリアのノムラ・オーストラリア・リミテッド(「NAL」)(ABN 48 003 032 513)(オーストラリアのライセンス番号 246412、オーストラリア証券投資委員会(「ASIC」)の監督下にあります)、インドネシアの P.T.ノムラ・セキュリティタス・インドネシア(「PTNSI」)、マレーシアのノムラ・セキュリティーズ・マレーシア Sdn. Bhd.(「NSM」)、台湾の NIHK 台北支店(「NITB」)、インドのノムラ・フィナンシャル・アドバイザー・インド・セキュリティーズ(インド)プライベート・リミテッド(「NFASL」)、(登録住所: Ceejay House, Level 11, Plot F, Shivsagar Estate, Dr. Annie Besant Road, Worli, Mumbai- 400 018, India; 電話: +91 22 4037 4037、ファックス: +91 22 4037 4111; CIN 番号: U74140MH2007PTC169116、SEBI 登録番号(株式ブローカレッジ): BSE INB011299030、NSE INB231299034、INF231299034、INE 231299034、MCX: INE261299034、SEBI 登録番号(マーチャントバンキング): INM000011419、SEBI 登録番号(リサーチ): INH000001014)、スペインの Nlplc マドリード支店(「Nlplc, Madrid」)が含まれます。リサーチ・レポートの表紙のアナリスト名の横に記載された「CNS タイランド」の記載は、タイのキャピタル・ノムラ・セキュリティーズ・パブリック・カンパニー・リミテッド(「CNS」)に雇用された当該アナリストが、CNS 及び NSL 間のアグリーメントに基づき、NSL にリサーチ・アシスタントのサービスを行っていることを示しています。リサーチ・レポートの表紙の従業員氏名の横に記載された「NSFSPL」は、ノムラ・ストラクチャード・ファイナンス・サービスズ・プライベート・リミテッドに雇用された当該従業員が、インターカンパニー・アグリーメントに基づき、特定の野村の関連会社のサポートを行っていることを示しています。リサーチ・レポートの表紙のアナリスト名の横に記載された「BDO-NS」(「BDO ノムラ・セキュリティーズ・インク」を表します)の記載は、BDO ユニバンク・インク(「BDO ユニバンク」)に雇用され BDO-NS に配属された当該アナリストが、BDO ユニバンク、NSL 及び BDO-NS 間のアグリーメントに基づき、NSL にリサーチ・アシスタントのサービスを行っていることを示しています。BDO-NS は BDO ユニバンクと野村グループのジョイント・ベンチャーで、フィリピンの証券ディーラーです。

本資料は、(i)お客様自身のための情報であり、投資勧誘を目的としたものではなく、(ii)証券の売却の申込みあるいは証券購入の勧誘が認められていない地域における当該行為を意図しておらず、かつ(iii)野村グループに関するディスクロージャー以外は、信頼できると判断されるが野村グループによる独自の確認は行っていない情報源に基づいております。

野村グループに関するディスクロージャー以外は、野村グループは、本資料の正確性、完全性、信頼性、適切性、特定の目的に対する適性、譲渡可能性を表明あるいは保証いたしません。また、本資料および関連データの利用の結果として行われた行為(あるいは行われないという判断)に対する責任を負いません。これにより、野村グループによる全ての保証とその他の言質は許容可能な最大の範囲まで免除されます。野村グループは本情報の利用、誤用あるいは配布に対して一切の責任を負いません。

本資料中の意見または推定値は本資料に記載されている発行日におけるものであり、本資料中の意見および推定値を含め、情報は予告なく変わることがあります。野村グループは本資料を更新する義務を負いません。本資料中の論評または見解は執筆者のものであり、野村グループ内の他の関係者の見解と一致しない場合があります。お客様は本資料中の助言または推奨が各自の個別の状況に適しているかどうかを検討する必要があります。また、必要に応じて、税務を含め、専門家の助言を仰ぐことをお勧めいたします。野村グループは税務に関する助言を提供していません。

野村グループ、その執行役、取締役、従業員は、関連法令、規則で認められている範囲内で、本資料中で言及している発行体の証券、商品、金融商品、またはそれらから派生したオプションやその他のデリバティブ商品、および証券について、自己勘定、委託、その他の形態による取引、買持ち、売持ち、あるいは売買を行う場合があります。また、野村グループ会社は発行体の金融商品の(英国の適用される規則の意味する範囲での)マーケットメーカーあるいはリクイディティ・プロバイダーを務める場合があります。マーケットメーカー活動が米国あるいはその他の地域における諸法令および諸規則に明記された定義に従って行われる場合、発行体の開示資料においてその旨が別途開示されます。

本資料はスタンダード・アンド・プアーズなどの格付け機関による信用格付けを含め、第三者から得た情報を含む場合があります。当該第三者の書面による事前の許可がない限り、第三者が関わる内容の複製および配布は形態の如何に関わらず禁止されております。第三者である情報提供者は格付けを含め、いずれの情報の正確性、完全性、適時性あるいは利用可能性を保証しておらず、原因が何であれ、(不注意あるいは他の理由による)誤りあるいは削除、または当該内容の利用に起因する結果に対する一切の責任を負いません。第三者である情報提供者は、譲渡可能性あるいは特定の目的または利用への適性の保証を含め(ただしこれに限定されない)、明示的あるいは暗黙の保証を行っていません。第三者である情報提供者は格付けを含め、提供した情報の利用に関連する直接的、間接的、偶発的、懲罰的、補償的、罰則的、特別あるいは派生的な損害、費用、経費、弁護士料、損失コスト、費用(損失収入または利益、機会コストを含む)に対する責任を負いません。信用格付けは意見の表明であり、事実または証券の購入、保有、売却の推奨を表明するものではありません。格付けは証券の適合性あるいは投資目的に対する証券の適合性を扱うものではなく、投資に関する助言として利用することはお控えください。

本資料中に含まれる MSCI から得た情報は MSCI Inc.(「MSCI」)の独占的財産です。MSCI による事前の書面での許可がない限り、当該情報および他の MSCI の知的財産の複製、再配布あるいは指数などのいかなる金融商品の作成における利用は認められません。当該情報は現状の形で提供されています。利用者は当該情報の利用に関わるすべてのリスクを負います。これにより、MSCI、その関連会社または当該情報の計算あるいは編集に関与あるいは関係する第三者は当該情報のすべての部分について、独創性、正確性、完全性、譲渡可能性、特定の目的に対する適性に関する保証を明確に放棄いたします。前述の内容に限定することなく、MSCI、その関連会社、または当該情報の計算あるいは編集に関与あるいは関係する第三者はいかなる種類の損失に対する責任をいかなる場合にも一切負いません。MSCI および MSCI 指数は MSCI およびその関連会社のサービス商標です。

Russell/Nomura 日本株インデックスの知的財産権およびその他一切の権利は野村証券株式会社および Frank Russell Company に帰属します。なお、野村証券株式会社および Frank Russell Company は、当インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、インデックスの利用者およびその関連会社が当インデックスを用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

本資料は投資家のお客様にとって投資判断を下す際の諸要素のうちの一つにすぎないと考え下さい。また、本資料は、直接・間接を問わず、投資判断に伴う全てのリスクについて検証あるいは提示しているのではないことをご了解ください。野村グループは、ファンダメンタル分析、定量分析等、異なるタイプの数々のリサーチ商品を提供しております。また、時間軸の捉え方や分析方法の違い等の理由により、リサーチのタイプによって推奨が異なる場合があります。野村グループは野村グループのポータル・サイト上へのリサーチ商品の掲載および/あるいはお客様への直接的な配布を含め、様々な方法によってリサーチ商品を発表しております。調査部門が個々のお客様の要望に応じて提供する商品およびサービスはお客様の属性によって異なる場合があります。

当レポートに記載されている数値は過去のパフォーマンスあるいは過去のパフォーマンスに基づくシミュレーションに言及したものである場合があり、将来のパフォーマンスを示唆するものとして信頼できるものではありません。情報に将来のパフォーマンスに関する示唆が含まれている場合、係る予想は将来のパフォーマンスを示唆するものとして必ずしも信頼できるものではありません。また、シミュレーションはモデルと想定を簡略化に基づいて行われており、想定が過度に簡略化され、将来のリターン分布を反映していない場合があります。

特定の証券は、その価値または価格、あるいはそこから得られる収益に悪影響を及ぼし得る為替相場変動の影響を受ける場合があります。

金融市場関連のリサーチについて:アナリストによるトレード推奨については、以下の2通りに分類されます;戦術的(tactical)トレード推奨は、向こう3ヶ月程度の見通しに基づいています;戦略的(strategic)トレード推奨は、向こう6ヶ月から12ヶ月の見通しに基づいています。これら推奨トレードについては、

経済・市場環境の変化に応じて、適宜見直しの対象となります。また、ストップ・ロスが明記されたトレードについては、その水準を超えた時点で推奨の対象から自動的に外れます。トレード推奨に明記される金利水準や証券のプライスについては、リサーチ・レポートの発行に際してアナリストから提出された時点の、ブルームバーグ、ロイター、野村のいずれかによる気配値であり、その時点で、実際に取引が可能な水準であるとは限りません。本資料に記載された証券は米国の1933年証券法に基づく登録が行われていない場合があります。係る場合、1933年証券法に基づく登録が行われる、あるいは当該登録義務が免除されていない限り、米国内で、または米国人を対象とする購入申込みあるいは売却はできません。準拠法が他の方法を認めていない限り、いかなる取引もお客様の地域にある野村の関連会社を通じて行う必要があります。

本資料は、Nipicにより英国および欧州経済領域内において投資リサーチとして配布することを認められたものです。Nipicは、英国のブルーデンス規制機構によって認可され、英国の金融行為監督機構とブルーデンス規制機構の規制を受けています。Nipicはロンドン証券取引所会員です。本資料は、英国の適用される規則の意味する範囲での個人的な推奨を成すものではなく、あるいは個々の投資家の特定の投資目的、財務状況、ニーズを勘案したものではありません。本資料は、英国の適用される規則の目的のために「適格カウンターパーティ」あるいは「専門的顧客」である投資家のみを対象にしたもので、したがって、当該目的のために「個人顧客」である者への再配布は認められておりません。本資料は、香港証券先物委員会の監督下にあるNIHKによって、香港での配布が認められたものです。本資料は、オーストラリアでASICの監督下にあるNALによってオーストラリアでの配布が認められたものです。また、本資料はNSMによってマレーシアでの配布が認められています。シンガポールにおいては、本資料はNSLにより配布されました。NSLは、証券先物法(第289条)で定義されることのある認定投資家、専門的投資家もしくは機関投資家ではない者に配布する場合、海外関連会社によって発行された証券、先物および為替に関わる本資料の内容について、法律上の責任を負います。シンガポールにて本資料の配布を受けたお客様は本資料から発生した、もしくは関連する事柄につきましてはNSLにお問い合わせください。本資料は米国においては1933年証券法のレギュレーションSの条項で禁止されていない限り、米国登録ブローカー・ディーラーであるNSIにより配布されます。NSIは1934年証券取引所法規則15a-6に従い、その内容に対する責任を負っております。本資料を作成した会社は、野村グループ内の関連会社が、顧客が入手可能な複製を作成することを許可しています。

野村サウジアラビア、Nipic、あるいは他の野村グループ関連会社はサウジアラビア王国(「サウジアラビア」)での(資本市場庁が定めるところの、)「オーソライズド・パーソンズ」、「エグゼンプト・パーソンズ」、または「インスティテューションズ」以外の者への本資料の配布、アラブ首長国連邦(「UAE」)においては、(ドバイ金融サービス機構が定めるところの、)「専門的顧客」以外の者への配布、また、カタール国の(カタール金融センター規制機構が定めるところの、)「マーケット・カウンターパーティー」、または「ビジネス・カスタマーズ」以外の者への配布を認めておりません。サウジアラビアにおいては、「オーソライズド・パーソンズ」、「エグゼンプト・パーソンズ」、または「インスティテューションズ」以外の者、UAEの「専門的顧客」以外の者、あるいはカタールの「マーケット・カウンターパーティー」、または「ビジネス・カスタマーズ」以外の者を対象に本資料ならびにそのいかなる複製の作成、配信、配布を行うことは直接・間接を問わず、係る権限を持つ者以外が行うことはできません。本資料を受け取ることは、サウジアラビアに居住しないか、または「オーソライズド・パーソンズ」、「エグゼンプト・パーソンズ」、または「インスティテューションズ」であることを意味し、UAEにおいては「専門的顧客」、カタールにおいては「マーケット・カウンターパーティー」、または「ビジネス・カスタマーズ」であることの表明であり、この規定の順守に同意することを意味いたします。この規定に従わないと、サウジアラビア、UAE、あるいはカタールの法律に違反する行為となる場合があります。

カナダ投資家へのお知らせ:本資料は個人的な推奨ではありません。また投資目的、財務状況、あるいは特定の個人または口座の特定のニーズを考慮したものではありません。本資料はオンタリオ証券委員会のNI 31-103のセクション8.25に基づいてお客様へ提供されています。

台湾上場企業に関するレポートおよび台湾所屬アナリスト作成のレポートについて:本資料は参考情報の提供だけを目的としています。お客様ご自身で投資リスクを独自に評価し、投資判断に単独で責任を負っていただく必要があります。本資料のいかなる部分についても、野村グループから事前に書面で承認を得ることなく、報道機関あるいはその他の誰であっても複製あるいは引用することを禁じます。「Operational Regulations Governing Securities Firms Recommending Trades in Securities to Customer」及びまたはその他の台湾の法令・規則に基づき、お客様が本資料を関係者、関係会社およびその他の第三者を含む他者へ提供すること、あるいは本資料を用いて利益相反があるかもしれない活動に従事することを禁じます。NIHK台湾支店が執行できない証券または商品に関する情報は、情報の提供だけを目的としたものであり、投資の推奨または勧誘を意図したものではありません。

本資料のいかなる部分についても、野村グループ会社から事前に書面で同意を得ることなく、(i)その形態あるいは方法の如何にかかわらず複製する、あるいは(ii)配布することを禁じます。本資料が、電子メール等によって電子的に配布された場合には、情報の傍受、変造、紛失、破壊、あるいは遅延もしくは不完全な状態での受信、またはウィルスへの感染の可能性があることから、安全あるいは誤りがない旨の保証は致しかねます。従いまして、送信者は電子的に送信したために発生する可能性のある本資料の内容の誤りあるいは欠落に対する責任を負いません。確認を必要とされる場合には、印刷された文書をご請求下さい。

日本で求められるディスクレイマー

レポート本文中の格付記号の前に※印のある格付けは、金融商品取引法に基づく信用格付業者以外の格付業者が付与した格付け(無登録格付け)です。無登録格付けについては「無登録格付けに関する説明書」<https://www.nomura.co.jp/retail/bond/noregistered.html> をご参照ください。

当社で取り扱う商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して最大1.404%(税込み)(20万円以下の場合)、2,808円(税込み))の売買手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料(換金時手数料)および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

国内株式(国内REIT、国内ETF、国内ETNを含む)の売買取引には、約定代金に対し最大1.404%(税込み)(20万円以下の場合)は2,808円(税込み)の売買手数料をいただきます。国内株式を相対取引(募集等を含む)によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただくことがあります。国内株式は株価の変動により損失が生じるおそれがあります。国内REITは運用する不動産の価格や収益力の変動により損失が生じるおそれがあります。国内ETFは連動する指数等の変動により損失が生じるおそれがあります。

外国株式の売買取引には、売買金額(現地約定金額に現地手数料と税金等を買の場合には加え、売の場合には差し引いた額)に対し最大1.026%(税込み)(売買代金が75万円以下の場合)は最大7,668円(税込み)の国内売買手数料をいただきます。外国の金融商品市場での現地手数料や税金等は国や地域により異なります。外国株式を相対取引(募集等を含む)によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただくことがあります。外国株式は株価の変動および為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

信用取引には、売買手数料(約定代金に対し最大1.404%(税込み)(20万円以下の場合)は2,808円(税込み))、管理費および権利処理手数料をいただきます。加えて、買付の場合、買付代金に対する金利を、売付けの場合、売付け株券等に対する貸株料および品貸料をいただきます。委託保証金は、売買代金の30%以上(オンライン信用取引の場合、売買代金の33%以上)で、かつ30万円以上の額が必要です。信用取引では、委託保証金の約3.3倍まで(オンライン信用取引の場合、委託保証金の約3倍まで)のお取引を行うことができるため、株価の変動により委託保証金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。詳しくは、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、等をよくお読みください。

CBの売買取引には、約定代金に対し最大1.08%（税込）（4,320円に満たない場合は4,320円（税込））の売買手数料をいただきます。CBを相対取引（募集等を含む）によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただくことがあります。CBは転換もしくは新株予約権の行使対象株式の価格下落や金利変動等によるCB価格の下落により損失が生じるおそれがあります。加えて、外貨建てCBは、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

債券を募集・売出し等その他、当社との相対取引によってご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。債券の価格は市場の金利水準の変化に対応して変動しますので、損失が生じるおそれがあります。また、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。加えて、外貨建て債券は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

個人向け国債を募集によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。個人向け国債は発行から1年間、原則として中途換金はできません。個人向け国債を中途換金する際、原則として次の算式によって算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれます。（変動10年：直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685、固定5年、固定3年：2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685）

物価連動国債を募集・売出し等その他、当社との相対取引によって購入する場合は、購入対価のみをいただきます。当該商品の価格は市場の金利水準及び全国消費者物価指数の変化に対応して変動しますので、損失が生じるおそれがあります。想定元金額は、全国消費者物価指数の発行時からの変化率に応じて増減します。利金額は、各利払時の想定元金額に表面利率を乗じて算出します。償還額は、償還時点での想定元金額となりますが、平成35年度以降に償還するもの（第17回償以降）については、額面金額を下回しません。

投資信託のお申込み（一部の投資信託はご換金）にあたっては、お申込み金額に対して最大5.4%（税込）の購入時手数料（換金時手数料）をいただきます。また、換金時に直接ご負担いただく費用として、換金時の基準価額に対して最大2.0%の信託財産留保額をご負担いただく場合があります。投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用として、国内投資信託の場合には、信託財産の純資産総額に対する運用管理費用（信託報酬）（最大5.4%（税込）・年率）のほか、運用成績に応じた成功報酬をご負担いただく場合があります。また、その他の費用を間接的にご負担いただく場合があります。外国投資信託の場合も同様に、運用会社報酬等の名目で、保有期間中に間接的にご負担いただく費用があります。

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動します。従って損失が生じるおそれがあります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。また、上記記載の手数料等の費用の最大値は今後変更される場合がありますので、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面をよくお読みください。

金利スワップ取引、及びドル円ベース・スワップ取引（以下、金利スワップ取引等）にあたっては、所定の支払日における所定の「支払金額」のみお支払いいただきます。金利スワップ取引等には担保を差入れていただく場合があります。取引額は担保の額を超える場合があります。担保の額は、個別取引により異なりますので、担保の額及び取引の額の担保に対する比率を事前に示すことはできません。金利スワップ取引等は金利、通貨等の金融市場における相場その他の指標にかかる変動により、損失が生じるおそれがあります。また、上記の金融市場における相場変動により生じる損失が差入れていただいた担保の額を上回る場合があります。また追加で担保を差入れていただく必要が生じる場合があります。お客様と当社で締結する金利スワップ取引等と「支払金利」（又は「受取金利」）以外の条件を同一とする反対取引を行った場合、当該金利スワップ取引等の「支払金利」（又は「受取金利」）と、当該反対取引の「受取金利」（又は「支払金利」）とは差があります。商品毎にリスクは異なりますので、契約締結前交付書面やお客様向け資料をよくお読みください。

クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）取引を当社と相対でお取引いただく場合は手数料をいただきません。CDS取引を行なうにあたっては、弊社との間で合意した保証金等を担保として差入れ又は預託していただく場合があります。取引額は保証金等の額を超える場合があります。保証金等の額は信用度に応じて相対で決定されるため、当該保証金等の額、及び、取引額の当該保証金等の額に対する比率をあらかじめ表示することはできません。CDS取引は参照組織の一部又は全部の信用状況の変化や、あるいは市場金利の変化によって市場価値が変動し、当該保証金等の額を超えて損失が生じるおそれがあります。信用事由が発生した場合にスワップの買い手が受取る金額は、信用事由が発生するまでに支払う金額の総額を下回る場合があります。また、スワップの売り手が信用事由が発生した際に支払う金額は、信用事由が発生するまでに受取った金額の総額を上回る可能性があります。他の条件が同じ場合に、スワップの売りの場合に受取る金額と買いの場合に支払う金額には差があります。CDS取引は、原則として、金融商品取引業者や、あるいは適格機関投資家等の専門的な知識を有するお客様に限定してお取り扱いしています。

有価証券や金銭のお預かりについては料金をいただきません。証券保管振替機構を通じて他の証券会社へ株式等を移管する場合には、数量に応じて、移管する銘柄ごとに10,800円（税込）を上限額として移管手数料をいただきます。

野村證券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第142号

加入協会/日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

Copyright © 2018 Nomura Securities Co., Ltd. All rights reserved.